

第4章 官報電子化に伴い生じ得る課題への対応

5 電子官報の発行は電子計算機を用いてインターネットを経由して行うこととなるため、サイバー攻撃や通信障害等、紙媒体による発行では想定する必要がなかったリスクが生じ得ることとなる。本章では、こうした問題を未然に防ぐ対策、電子官報が発行できない状況を想定した対策等について検討する。

I 改変等の予防のための措置

1 サイバーセキュリティ対策

10 サイバーセキュリティとは、一般的には、情報の機密性、完全性及び可用性を確保することと定義されている。

15 機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態を確保することをいう。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。可用性とは、情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

20 官報の編集・発行に関する事務を実施する機関（第5章のⅢの4及び5参照）は、これらの機密性、完全性及び可用性を保証できる機関とすべきである。加えて、当該機関は、システム障害等のリスクに備えた冗長性を確保することとすべきである。

25 また、サイバー技術は急速に進化しており、法律上、活用する技術を特定の技術のみに限定し、他の技術を排除することは、先端技術の活用にとって支障となることが想定される。このため、サイバーセキュリティを確保するための具体的な技術については、柔軟かつ機動的に先端技術を活用できるようにするため、他の技術によって代替可能となるよう、特定の技術を法律上規定しない（技術中立化）こととすべきである。

2 官報の改変を検知するための措置

30 サイバーセキュリティ対策を講じた上でも、例えば、官報の発行に関する事務を実施する機関（第5章のⅢの5参照）のサーバに不正アクセスが行われること等によって、官報に記録された情報が改変されたものが官報の発行に係るウェブサイトに掲載された状態となることは想定され得る。

こうした事態が生じた場合には、次のように対応することとすべきである。

35 ○ あらかじめとり得る措置として、官報に記録された情報について改変の有無を確認することができる措置をとることにより、仮に改変が行われた場合にその旨が明示されるようにする。

このための技術として、現在においては、国による認定制度に基づく運用がなされている電子署名及びタイムスタンプを活用することとし、将来においては、適宜見直し、その時点において最適な技術を採用することとする。

その上で、官報の発行に関する事務を実施する機関は、官報に記録された情報について、改変の有無の確認方法等を、あらかじめ国民に周知する。

また、改変された場合に、そのことをより容易に認識できる表示の導入等を検討する。

5

- 不正アクセス等により官報の改変が行われた場合、官報の発行に関する事務を実施する機関は、改変が行われた官報をウェブサイト上から直ちに削除し、既に送信された当該官報に改変等があった事実等について周知するとともに、改変されていない校了データに新たに真正性を確保するための措置（電子署名及びタイムスタンプ）を講じた官報を作成し、ウェブサイトに掲載する。

10

また、不正アクセス等により、校了データに記録された情報の送信が困難となったときは、後記Ⅱの1の代替措置を講ずる。

(参考) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）

（目的）

第一条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

(参考) 時刻認証業務の認定に関する規程を定める件（令和3年総務省告示第146号）

（目的）

第一条 この規程は、確実かつ安定的にタイムスタンプを発行する時刻認証業務を総務大臣が認定して奨励することにより、情報の信頼性を担保しながらその電磁的流通を振興することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において「タイムスタンプ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機

による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録された情報(以下「電子データ」という。)に付与される時刻情報等の総体であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該電子データがある時刻に存在していたことを示すためのものであること。
 - 二 当該電子データについて改変が行われていないかどうか確認することができるものであること。
- 2 この規程において「時刻認証業務」とは、電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。

【補足】官報掲載情報に疑義がある場合の国民の対応について

電子官報に掲載された情報に疑義がある場合には、電子官報に付されている電子署名及びタイムスタンプを確認するとともに、官報の発行に関する事務を実施する機関のホームページ上に掲載された正本データと照合することが考えられる。

また、官報に掲載された記事の内容そのものに疑義がある場合には、当該記事の公示等を行った機関等(行政機関、国会、裁判所、個別の企業、管財人等)に問い合わせ確認することが想定される。

3 不測の事態への対応体制の整備

- 5 官報の編集・発行に関する事務を実施する機関は、官報が安定的かつ確実に発行されるよう、サイバーセキュリティ対策に限らず、自然災害等の幅広いリスクを想定し、運用やガバナンスを含む対策をあらかじめ定めるとともに、対策の内容について、定期的に専門家の助言を踏まえ、必要な見直しを行う。また、想定外の事態が生じた場合にも対応できるよう、指揮命令体制や連絡体制を整備しておく。

10

II 電子官報が発行できない場合の措置

1 通信障害等により電子官報が発行できない場合の代替措置

15

官報の電子化に当たっては、通信障害、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関内部のシステム障害その他電磁的記録の作成又は電磁的方法による情報の送信に支障をきたす特段の事情(以下「通信障害等」という。)により、電子官報の発行を行うことが困難となる場合が想定し得る。

- 20 この場合であっても、電子官報の発行に代わる措置(以下「代替措置」という。)をとることにより、法令の公布等を安定的に行う必要があると考えられるため、次に掲げるように、書面により作成された官報を発行することとすべきである。

(1) 代替措置の内容等

25 (代替措置の内容)

通信障害等が生じた場合の代替措置として、通信障害等の事情がなくなるまでの間、官報掲載事項を記載した書面を官報として発行することとする(このようにして官報と

して発行された書面を、以下「書面版官報」という。)

書面版官報の発行の具体的な方法としては、現在の印刷物である官報の発行と同様に、書面版官報を特定の場所の掲示場に掲示し、閲覧に供するとともに、希望者の求めにおいて交付し、又は送付することとする。また、その他の必要な事項は個別の事案に際して

5

内閣総理大臣が定めることが考えられる。
なお、代替措置を実施する際、書面版官報を掲示することに加え、同じ場所で当該事項を閲覧用端末の映像面に表示する措置までとすることは不要であると考えられる。

(代替措置により一般国民が知り得る状態に置かれたこととなる時点の考え方)

10

現在の印刷物である官報の発行においては、当該官報を特定の場所(国立印刷局本局)に掲示した時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制されている。

これと同様に、代替措置として、内閣総理大臣が定めた場所に書面版官報を掲示する措置をとった場合においては、当該書面版官報を掲示した最初の時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制することが適当であると考えられる。

15

(参考) EU 官報における代替措置の制度及び代替措置の実績

- EU 官報の電子的刊行に関する EU 理事会規則 (COUNCIL REGULATION (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union) 第3条では、EU 出版局の情報システムの予期せぬ例外的な断絶 (unforeseen and exceptional disruption of the Publications Office's IT systems) により EU 出版局の情報システムが機能していないときに、EU 官報を発行する必要がある場合、EU 官報の印刷版のみが真正であり法的効力を有するもの (only the printed edition of the Official Journal shall be authentic and shall produce legal effects) とされている。この場合、EU 出版局の情報システムが復旧した後、ウェブサイトにおいて、情報提供のみを目的として電子版が一般に公開されるとともに、印刷版が真正かつ法的効果を有する旨の情報を提供するもの (the EUR-Lex website shall provide information on all printed editions that are authentic and that produce legal effects) とされている。

【出典：電子的刊行に関する EU 理事会規則第3条の規定を内閣府において仮訳】

- EU 官報が電子化された 2013 年 7 月 1 日以降、印刷版のみが真正かつ法的効力を有するとされた実績 (システムの断絶) が3回あり (2013 年 12 月 20 日、2014 年 7 月 25 日、2019 年 10 月 14 日)、EU 出版局の HP (下記 URL) において、これらの日付とともに、同日付けのものは印刷版のみが真正かつ法的効力を有することが明記されている。

【出典：<https://eur-lex.europa.eu/oj/all/auth-direct-access.html>】

(2) 代替措置の実施手続

(代替措置の内容に関する事前の定め)

20

代替措置は、通信障害等により急遽実施が必要となる可能性があり、かつ通信障害等が発生している中で代替措置の方法について国民に周知することが困難な場合もあると考えられるため、その場合の対応について、あらかじめ必要な事項を定めた上で、国民に周知しておくことが重要である。このため、通信障害等が生じた場合に代替措置として書面版官報を発行し得ることを制度として設けるとともに、書面版官報の掲示が予定される場所等についてあらかじめ内閣総理大臣が定め、これらについて国民に対して

25

周知することとする。

(代替措置の実施を公にすることについて)

5 内閣総理大臣は、通信障害等により官報の発行を行うことが困難となった場合、通信障害等の事情がなくなるまでの間、代替措置として書面版官報を発行する旨を決定するとともに、その旨や書面版官報を掲示する場所等について、適切な方法により公にするものとする。公にする具体的な方法としては、通常、閲覧用端末を設置している場所の掲示場への掲示のほか、記者会見、記者貼り出し、利用可能な適切な政府機関のホームページへの掲載等が想定される。

10 また、通信障害等の事情がなくなるまでの間、代替措置として書面版官報を発行することとする旨の内閣総理大臣決定は、当該代替措置によって最初に発行される書面版官報に掲載することが望ましい。ただし、その旨を掲載するいとまがないときは、可能な限り速やかに、その翌日等に発行される官報に掲載するものとする。

15 (代替措置を定める手続及び代替措置の速やかな実施について)

官報は、法令や法的効果を生じさせる告示・公告等が掲載されるものであり、官報掲載日が重要である場合もある。このため、代替措置として書面版官報を発行する場合、当初の電子官報の発行を予定していた日に書面版官報が発行されることが適当である。さらに、官報が予定時刻に発行されない場合、国民や関係者に不安を生じさせるおそれもある。このため、代替措置として書面版官報を発行することとする旨の決定及び公表、代替措置としての書面版官報の発行等の一連の手続を迅速に行うことが必要であり、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関においては、これらに速やかに対応することができる体制の構築が求められる。

25 (3) 通信障害等からの復旧後の対応

内閣総理大臣は、通信障害等の事情がなくなり、インターネットを利用した方法により官報の発行を行うことができるようになったときは、直ちに、そのことを公にするとともに、それまで代替措置として発行されていた書面版官報に係る官報掲載事項を記録した電磁的記録を作成し、情報提供として、インターネットを利用した方法により送信可能な状態に置くものとする（ウェブサイトの情報提供として掲載する。）。

30 公にする方法としては、閲覧用端末を設置している場所の掲示場への掲示のほか、記者会見、記者貼り出し、利用可能な適切な政府機関のホームページへの掲載等が考えられる。

35 情報提供のための電磁的記録の作成に当たっては、書面版官報と内容の厳格な同一性が確保される必要がある。これにより、ウェブサイト上に掲載された官報掲載事項のデータを正確なものとして活用することができるようになる。また、当該電磁的記録については、行政手続において電子官報と同様に活用できるよう措置されることが適当である（※現在の「インターネット版官報」と同様の扱い）。

40 さらに、通信障害等の事情がなくなった後、速やかに電子官報において、代替措置として発行された書面版官報の日付等を記録するものとする。

(参考) EU 官報について印刷版による代替措置がとられた後、EU 出版局の情報システムが復旧したときの対応

EU 官報について印刷版による代替措置がとられた後、EU 出版局の情報システムが復旧したときは、ウェブサイトにおいて、情報提供を目的として電子版が一般に公開されるとともに、当該ウェブサイトにおいて、電子版は情報提供を目的とするものであり、印刷版のみが法的拘束力を有すること (The electronic version is published for information purposes. Only the paper edition is legally binding.) が明示される。

【参考：EU 官報について代替措置がとられた後に、ウェブサイトに公開している例
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2013:347:TOC>】

2 緊急事態発生時における代替措置 (緊急措置)

5 災害等の緊急事態発生時において、当該緊急事態への対応等のための法令の公布や告示の発出など、官報の発行が必要となる場合がある。

このため、内閣府は、業務継続計画において、3時間以内に実施する非常時優先業務の一つとして、「官報発行業務」を盛り込んでいる。また、国立印刷局の業務継続計画として、印刷するための工場が使用することができなくなった場合に、他の方法により印刷する手段を確保している。しかしながら、災害により官報の編集・発行に関する事務を実施する機関の施設が倒壊するなどして、電子官報の発行や前記1の代替措置としての書面版官報の発行を行うことが困難となる可能性は完全には排除できない。

15 こうした場合において、官報を発行する緊急の必要があると認めるときは、緊急時における代替措置 (以下「緊急措置」という。) として、次のとおり、書面等をもって官報を作成し、掲示することによって発行することとすべきである。この場合、複製物の頒布が一時的に行われないうこととなるが、緊急事態であり、また、後述のように、掲載事項が緊急的なものに限定されることにも鑑みれば、やむを得ないものと考えられる。

(1) 緊急措置の内容等 (緊急措置の内容)

20 前記1の通信障害等に対応するための代替措置においては、書面版官報を特定の場所の掲示場に掲示し、閲覧に供するとともに、希望者の求めにおいて交付し、又は送付することによって頒布することとしていたが、大規模災害その他緊急事態等が生じた場合には、電子官報の発行を行うことが困難になるだけでなく、頒布するための書面版官報を作成 (印刷等) することも困難になることが想定される。

25 こうした事情が生じている間においては、電子官報の発行に代えて、緊急措置として、官報掲載事項を記載した書面等 (注1) を官報として作成し、当該官報 (以下「緊急官報」という。) を特定の場所の掲示場に掲示することをもって、官報の発行を行うこととする。

30 緊急官報については、頒布が著しく限定されることや緊急事態が発生していることに鑑み、掲載事項については、緊急時において必要なものに限定することとする。また、緊急官報に掲載した内容については、記者会見、記者貼り出し、テレビやラジオ、使用可能な政府機関におけるインターネットへの掲載など、可能な限りの手段を講じて、国

民に広く周知を図る（注2）。

（注1）書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- 5 （注2）「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）においては、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能の一つとして、「内閣機能」に関する業務が非常時優先業務として掲げられており、「政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内
- 10 外に向け、これらの情報を的確に発信する」旨定められている。緊急官報に掲載した緊急事態への対応に係る内容についても広く情報発信が行われることが考えられる。

（参考）大正12年の関東大震災に際して、官報を一般に交付又は送付することなく、官報号外の掲示等をもって緊急に勅令の公布を行った実績

大正12年9月1日に発生した関東大震災により、当時の印刷当局は大手町の庁舎及び工場が倒壊、損壊するなどの被害を受け、火災によって機械等の諸設備はほとんど焼失したが、当時の総理大臣官邸内にあった謄写版とタイプライターを活用することができた。

政府は、震災翌日2日朝の閣議で臨時震災救護事務局の設置、戒厳令の適用、非常徴発令の発令を決定したところ、これらの勅令について緊急に公布する必要があったため、同日（9月2日）付けで手書きの謄写版による官報号外が数十部刊行された。謄写版の官報は、とにかく人々の知り得る状態に置くため、内閣の印が朱肉で押捺され、官邸付近の電柱に何枚か貼られるとともに、中央各省を始め必要な箇所に配布されたとのことである。翌日3日には、前日発行の謄写版刷り官報号外を活版印刷に付し、追加刊行するとともに、東京市内の要所十数か所に官報掲示所を設けて国民に周知された。

その後、9月下旬から官報の印刷部数を増やし、地方や一般購読者への配布が再開された。

【参考①：日本-関東大震災時の官報号外 | リサーチ・ナビ | 国立国会図書館 HP (https://navi.ndl.go.jp/jp/guides/post_526.html)】

【参考②：『官報百年のあゆみ』大蔵省印刷局 編】

【参考③：『官報創刊75周年記念特集』大蔵省印刷局 編】

（緊急措置により一般国民が知り得る状態に置かれたこととなる時点の考え方）

- 15 現在の印刷物である官報の発行においては、当該官報を特定の場所（国立印刷局本局）に掲示した時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制されている。

これと同様に、緊急事態発生時において、緊急官報を掲示した時点をもって、一般国民が知り得る状態に置かれたことになると擬制することが適当であると考えられる。

20

(2) 緊急措置の実施手続

（緊急措置の内容に関する事前の定め）

- 25 緊急措置は、緊急事態発生時において、緊急に公布や告示が必要な内容を掲載するものであり、当該緊急事態発生時に適切に対応できるよう、あらかじめ必要な事項を定め、周知しておくことが重要である。このため、緊急措置として緊急官報を発行することを制度として設けるとともに、緊急官報の掲示が予定される場所等についてあらかじめ内閣総理大臣が定め、これらについて国民に対して周知することとする。

(緊急措置の実施が必要な際の対応について)

大規模災害等の緊急事態発生時において、緊急官報を発行する必要がある場合には、緊急措置をとる旨を適切な方法で公表するとともに、あらかじめ定められた掲示場に緊急官報を掲示することとする。

- 5 あらかじめ定められた掲示場に緊急官報を掲示することが困難な場合には、内閣総理大臣は、緊急官報を掲示する場所を定め、緊急事態における代替措置をとる旨を適切な方法で公表する際に併せて公表するものとする。

(通常の代替措置が可能になった場合の対応について)

- 10 緊急官報の複製物の印刷・頒布が可能になり次第、情報提供として、緊急官報の内容を記載した書面を頒布することとする。

(3) 電子官報の発行が可能となった後の対応

- 15 内閣総理大臣は、インターネットを利用した方法により官報の発行を行うことができるようになったときは、直ちに、そのことを公にするとともに、緊急官報と同内容を記録した電磁的記録を作成し、情報提供として、インターネットを利用した方法により送信可能な状態に置くものとする（ウェブサイトの情報提供として掲載する。）。

- 20 情報提供のための電磁的記録の作成に当たっては、緊急官報と内容の厳格な同一性が確保される必要がある。これにより、ウェブサイト上に掲載された官報掲載事項のデータを正確なものとして活用することができるようになる。

また、緊急措置終了後、速やかに電子官報において、緊急措置として発行された緊急官報の日付等を記録するものとする。

25 III 通信障害等が生じた場合等の効果の考え方

官報が発行された時点以降の、閲覧・頒布期間内における通信障害等が生じた場合の考え方については、次のとおりとすべきである。

30 **1 官報の発行後に通信障害等が生じた場合の考え方**

(1) 法令の公布に関する考え方

- 35 法令の公布については、「官報の発行が行われた時（官報に記録された情報がインターネットにより送信可能化された時点）」に、当該官報に掲載された法令の公布が行われたものとみなすこととしている。その上で、仮に閲覧・頒布期間内に通信障害等が生じた場合については、以下のとおり、既に公布された法令の効力に変更が生ずることはないものと考えられる。

官報は法令の「正本機能」を有しており、法令の原本と同一の効力を有するものとして発行され、それによって法令が公布されることとなる。

- 40 現行の官報の発行において、仮に、官報によって法令が公布された後、一時的に官報

を閲覧し、又は入手することに何らかの支障が生じた場合であっても、それによって官報が有する法令の「正本機能」に瑕疵が生ずることはないため、当初、官報で公布されたことで生じた法令の効力に変更が生ずることはないものと解される。

5 また、法的安定性の確保の観点からも、例えば、一部の国民が一時的に官報を閲覧することができない状態に置かれたことをもって、公布により生じた法令の効力に変更は生じないものと解される。

10 さらに、官報の発行をインターネットを利用した方法により行う場合においても、インターネットを利用した方法以外の措置として（i）特定の場所において官報の内容を閲覧することができる状態に置く措置、（ii）官報記録事項記載書面を送付及び交付する措置をとるほか、（iii）国立国会図書館において閲覧することができる状態に置くこととしている（第2章の3及び第5章のⅡの2参照）。このため、仮に閲覧・頒布期間内に通信障害等が生じた場合であっても、他の方法により官報の内容を確認することが可能であり、これらによって一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得ると考えられる。なお、これらの方法は現在の官報の発行における方法と同程度の周知性を有するものである。

15 また、官報が発行されてから通信障害等が生ずるまでの間に、ウェブサイトを通じて、官報を閲覧し、又は入手（ダウンロード）することが可能であり、これによりダウンロードをしていた者は、通信障害等が生じた後も引き続き自らその内容を閲覧することが可能である。

20 (2) 告示及び法定公示・公告に関する考え方

告示や法定公示・公告については、「官報の発行が行われた時（官報に記録された情報がインターネットにより送信可能化された時点）」に、当該官報に掲載された告示や法定公示・公告が公にされたものとみなすこととしている。

25 その上で、公にされた時点又はその日をもって法的効果が生ずるものについては、前記(1)の法令の公布に関する考え方も踏まえると、これと同様に、法的安定性を確保する必要性や、通信障害等が生じた期間においても他の方法により一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得ること等を踏まえると、既に公にされることによって生じた法的効果に変更が生ずることはないと考えらるべきである。

30 一方、官報で公にされてから一定期間が経過した場合に、一定の法的効果が生ずることとしているものについて、当該一定期間中に通信障害等が生じた場合に、その期間をどのように取り扱うべきかが問題となり得る。

35 この点、通信障害等が生じた場合においても、通信障害等が生ずる以前にウェブサイトを通じて官報をダウンロードしていた者は、引き続き自らその内容を閲覧することが可能であり、また、その他の者についても、官報の内容を閲覧することができる状態に置く措置がとられている場所に赴いて官報の内容を確認することや、官報記録事項記載書面の送付又は交付を受けること、国立国会図書館において閲覧することによって、官報の内容を確認することができる。これらの方法は、現在の官報の発行における方法と同程度の周知性を有するものである。

40 このように、仮にインターネットを利用した方法により官報を閲覧することができない場合であっても、他の方法により官報の内容を確認することができるよう、十分な周

知性を確保する措置をとることとしている。

5 こうした周知性を継続的に確保するための措置がとられていることを踏まえた上で、インターネットを利用した方法により官報を閲覧することができない事態が生じたことを法的効果との関係でどのように実質的に評価するかについては、個別の法令の規定及びその趣旨を踏まえて判断すべきものと考えられることから、インターネットを利用した方法により官報を閲覧することができない事態が生じた場合を想定した一律の特例を設ける必要はないと考えられる。

10 なお、インターネットを利用した方法により官報を閲覧することができない事態が生じた場合においては、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関は、通信障害等が生じた旨、及び公示・公告の情報を閲覧するための代替手段について周知するとともに、当該個別具体的な事情に応じた判断に資するよう、通信障害等が生じた期間についてウェブサイトに掲載するなどして周知をすることが適当である。

(参考) 民事訴訟法の公示送達について公示事項を事実上確認できない期間が生じた場合の取扱い

民事訴訟法の公示送達については、現在は裁判所の掲示場に掲示する方法により行われているところ、掲示が物理的に剥がれるなどして公示事項を事実上確認できない期間が生じた場合の取扱いについて現行の民事訴訟法上特段の規定は置かれておらず、また、令和4年改正後の民事訴訟法の公示送達においても、インターネットを利用した方法により公示する措置の中断が生じた場合の取扱いについて、改正後の民事訴訟法上特段の規定は置かれていない。

なお、民事訴訟法の解説書によれば、現行の民事訴訟法の公示送達については、公示送達の掲示をした日から公示送達の効力が生ずる日までの期間内に掲示された書類が破損しても公示送達の効力には関係がないとの解釈が示されているところである（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第3版〕』457頁（日本評論社、2022））。

(参考) 官報で公告されてから一定期間が経過した場合に、一定の法的効果が生ずることとしているもの

○会社法（平成17年法律第86号）

（債権者の異議）

第四百四十九条（略）

2 前項の規定により株式会社の債権者が異議を述べることができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一・二（略）

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3（略）

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

5～7（略）

○中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

（法令等の違反に対する処分）

第一百六条（略）

2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当

な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

3 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

2 官報の発行後に改変が行われた場合の考え方

(1) 法令の公布に関する考え方

- 5 法令の公布については、官報が発行された時点をもって公布の法的効果が生じており、後に改変が行われた場合であっても、前記1「官報の発行後に通信障害等が生じた場合の考え方」と同様に、法的安定性を確保する必要性や、官報の発行に関する事務を実施する機関における対応等を踏まえると、既に公にされることによって生じた法的効果に変更が生ずることはないと考えらるべきである。
- 10 官報の発行に関する事務を実施する機関の対応については、前記Iの2「官報の改変を検知するための措置」のとおり、あらかじめ、官報の改変があったことについて明示することができる措置（電子署名及びタイムスタンプ）を講ずるだけでなく、仮に、不正アクセス等により官報の改変が行われた場合には、まずは当該不正アクセス等を速やかに検知した上で、改変が行われた官報をウェブサイト上から直ちに削除し、既に送信された当該官報に改変等があった事実等について周知するとともに、改変されていない
- 15 校了データに新たに真正性を確保するための措置（電子署名及びタイムスタンプ）を講じた官報を作成し、ウェブサイトに掲載することとしている。

(2) 告示及び法定公示・公告に関する考え方

- 20 まず、公にされた時点又はその日をもって法的効果が生ずるものについては、(1)の法令の公布に関する考え方と同様に、既に公にされることによって生じた法的効果に変更が生ずることはないと考えらるべきである。
- 他方、官報で公示・公告されてから一定期間が経過した場合に一定の法的効果が生ずることとしているものについては、当該期間の計算に当たり、インターネットを利用した方法により真正な官報を閲覧することができなかった期間をどのように取り扱うべきかが問題となり得る。
- 25 この点、不正アクセス等により官報の改変が行われた場合には、前記(1)のとおり、官報の発行に関する事務を実施する機関によって、速やかに、改変されていない官報がウェブサイトに掲載されることとなるが、それまでの期間、すなわちインターネットを利用した方法により真正な官報を閲覧することができなかった期間においても、前記1のとおり、他の方法により官報の内容を確認することができるよう、十分な周知性を確保する措置をとることとしている。
- 30 このように、官報の改変が行われた場合において速やかに対処がなされることや、それまでの間にも周知性を継続的に確保するための措置がとられていることを踏まえた

5 上で、インターネットを利用した方法により真正な官報を閲覧することができない事態が生じたことを法的効果との関係でどのように実質的に評価するかについては、個別の法令の規定及びその趣旨を踏まえ、真正な官報を閲覧することができなかつた期間、他の方法により公示等の内容を確認することができたかどうか等の個別具体的な事情に応じて判断すべきものである。

そのため、官報の改変により、インターネットを利用した方法により真正な官報を閲覧することができない事態が生じた場合を想定した一律の特例を設けることは必要ないと考えられる。

10 なお、インターネットを利用した方法により真正な官報を閲覧することができない事態が生じた場合において、当該個別具体的な事情に応じた判断に資するよう、官報の発行に関する事務を実施する機関は、真正な官報を閲覧することができなかつた期間及び改変の内容等についてウェブサイトに掲載するとともに、官報にも、一定期間、改変された日付等の情報を掲載することが考えられる。

15 (3) 改変された官報の情報を信じて行動した者の保護の在り方

次に、官報に記録された情報が改変されたことにより、当該情報を信じて行動した者が損害を被ることがあり得る。

20 この点については、官報の編集に関する事務を実施する機関（第5章のⅢの4参照）は、電子署名及びタイムスタンプを活用して官報に記録された情報について改変の有無を確認することができる措置をとるとともに、改変が行われた場合には改変された旨が明示されること等をあらかじめ国民に周知することを徹底することが基本になる。

25 また、官報の改変は、正本データに記録された官報の情報の改変に限らず、既に発行されダウンロードされた官報について改変が行われることも想定される。この場合には、電子署名及びタイムスタンプを確認することや、官報の発行に関する事務を実施する機関のウェブサイトに掲載されている官報を確認することが重要であり、当該機関においては、このことをあらかじめ国民に周知しておくこととする。

30 このような官報の編集・発行に関する事務を実施する機関における対応を踏まえた上で、改変された官報の情報を信じて行動した者の保護については、まずは、電子署名・タイムスタンプの機能によって改変が行われた事実を当該者が知り得る状態にあったかどうか重要な観点となるが、その上で、個別具体的な事情に即して、改変の程度や改変されていた期間、他の方法により真正な官報の情報を確認することができたかどうか等を踏まえて判断すべきものと考えられる。

3 官報の発行が予定していた日より遅れた場合の考え方

35

(官報の発行が予定していた日より遅れる事態)

通信障害等が発生したこと等により、官報の発行が予定していた日より遅れる事態が生ずるおそれがある。

(官報の編集・発行に関する事務を実施する機関における対応)

通信障害等により多数の国民がインターネットを利用することができなくなった場合には、電磁的記録により作成される官報に代えて、官報掲載事項を記載した書面により代替措置をとることとしており（前記Ⅱの1の(1)参照）、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関においては、当該代替措置をその日のうちに行うよう、体制を構築しておくことが基本となる。

ただし、災害により官報の編集・発行に関する事務を実施する機関の施設が倒壊するなどして、緊急措置をとる必要が生ずるような場合においては、仮に緊急措置をとったとしても公示・公告に係る官報掲載事項についての掲示をすることはできず、結果として、官報による公示・公告が予定していた日より遅れる事態が生ずることはあり得る。

(官報の発行が予定していた日より遅れた場合の法的効果の考え方)

このような緊急の事態等が生じた場合において、官報の発行が予定していた日より遅れたときは、まず、法令の公布に関しては、官報が実際に発行されたときに国民が知り得る状態に置かれたことになり、当該官報に掲載された法令の公布が行われたこととなる。

この点について、最高裁判所昭和32年12月28日大法廷判決では、昭和23年7月31日官報号外に掲載された政令（公布日施行のもの）について、当該官報号外が実際には同年8月2日に印刷を完了し、同日午後に発送の手続が行われた事実関係において、「本件政令の掲載せられた官報号外の日附の日である同年七月三十一日には、右官報号外は未だ印刷も完了しておらず、ましてその発送にも着手していなかつたのであるから、右七月三十一日は本件政令の公布前であることは明瞭であつて、この日をもつて、本件政令の公布の日とすることを得ない」と判示している。

この考え方を踏まえると、公示・公告についても同様に、実際に官報が発行されたときに、当該官報に掲載された公示・公告が行われたこととなり、その前提の下で、法令の規定により、その日時等において公示・公告による法的効果が生じ、又は法令の規定において公示・公告が行われた日時を起算点とすることとされているものについては、遅れて官報が発行された当該日時が当該起算点となる。

他方、効力が生ずる日等の一定期間前までに官報で公示・公告をしなければならないこととされているものについては、緊急の事態等が生じた場合において、一定期間前までに官報が発行することができなかつた場合は、形式的には、一定期間前までに公示・公告が行われなかつたこととなり、当該期間に必要な日数が満たされなかつたこととなる。

仮にこのような事態が生じた場合に、当該期間に必要な日数が満たされなかつたことを法的効果との関係でどのように実質的に評価するかについては、個別の法令の規定及びその趣旨を踏まえ、その時の状況、実際に公示・公告が行われた期間、他の手段による通知等の実施状況等の個別具体的な事情に応じて判断すべきものと考えられる。

なお、官報による公示・公告が予定していた日より遅れた場合において、当該個別具体的な事情に応じた判断に資するよう、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関においては、遅れて官報で公示・公告をする際に、官報の発行が遅れた旨及び当初の官報発行予定日を掲載することが適当である。

【補足】官報の発行が予定していた日より遅れた場合の取扱い

官報の発行が予定していた日より遅れた場合の取扱いについては、法令上特段の規定を置いているものは見当たらず、それぞれの制度ごとの合理的な解釈に委ねられているものと考えられる。

この点、このような事態が生じた場合に考え得る方策として、まず、当初予定していた日に官報が発行されたものとみなすこととすることが理論上考え得るが、この方法によると周知期間が短縮されることとなるため、被通知者に不利益が生ずることとなる。また、遅れた期間が一定の割合を越えなければ法的効果に影響を及ぼさないこととすることも考えられるが、この場合も同様に、周知期間が短縮されることにより被通知者に不利益が生ずることとなるほか、法的効果に影響を及ぼさない期間としてどの程度まで許容するかについては、それぞれの制度の趣旨を踏まえて個別に判断する必要がある。

他方、遅れて官報が発行された日から一定期間経過後に効力が生ずるものとみなすこととすることも理論上考え得るが、例えば社債権者集会の招集通知の場合で考えれば、社債権者集会の日を変更しなければならないこととなるため、通知者に不利益が生ずるおそれのみならず、招集の実現可能性の問題を含め、社会的混乱を来すことが想定される。

このように、官報の発行が予定していた日より遅れた場合の取扱いについては、それぞれの制度の趣旨を踏まえ、通知者・被通知者の利益を衡量して個別具体的に判断する必要がある、あらかじめその特例を一律に設けることは困難であることから、引き続きそれぞれの制度ごとの合理的な解釈、運用に委ねることが相当であると考えられる。

(参考) 効力が生ずる日等の一定期間前までに官報で公示等をしなければならないもの

○会社法（平成17年法律第86号）

（社債権者集会の招集の通知）

第七百二十条（略）

2・3（略）

4 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の三週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、招集者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

○信託法（平成18年法律第108号）

（基準日）

第八十九条 受益証券発行信託の受託者は、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日において受益権原簿に記載され、又は記録されている受益者（以下この条において「基準日受益者」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

2・3（略）

4 受益証券発行信託の受託者は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を官報に公告しなければならない。ただし、信託行為に当該基準日及び基準日受益者が行使することができる権利の内容について定めがあるときは、この限りでない。

5（略）

第5章 電子官報の運用・管理に関する事項

本章においては、官報電子化に伴う運用面等における措置として、閲覧・頒布期間や保存期間、編集・発行主体についての考え方などを整理するとともに、今後の業務の効率化、利便性の向上等に関する取組についても言及する。

5

I 閲覧・頒布期間

1 電子官報の閲覧・頒布期間の考え方

10 官報を電子化した場合には、官報に記録された情報がインターネットにより送信可能化された時点（送信用サーバにアップロードされた時点）が、国民が官報を閲覧し、又は入手し得る最初の時点となり、この時点をもって官報の発行が行われたものとする。

15 その上で、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みの構築に当たっては、現在の紙の印刷物である官報の場合と同様に、一定期間を通じて、真正な情報が記録された官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置く必要があると考えられる。

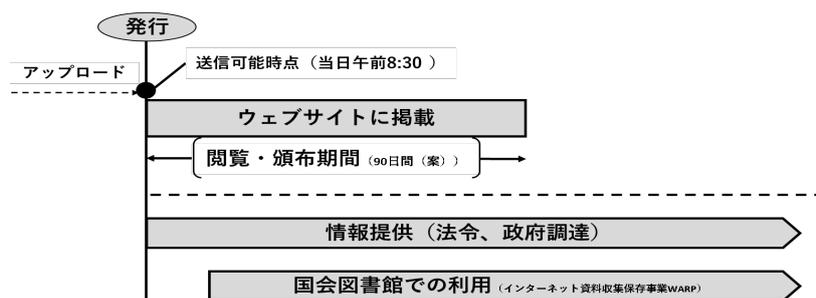
具体的には、官報の発行をウェブサイトを通じて行う際、相当の期間継続して、真正な情報が記録された官報を当該ウェブサイトに掲載することにより、国民が無料で当該官報を閲覧し、又はダウンロードし得る状態に置くことが考えられる。

20 当該期間において、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関（Ⅲの4及び5参照）は、ウェブサイトに掲載された官報に記録された情報について真正性を確保するための措置を講ずるとともに、継続してウェブサイトを利用することができるようにするための措置（冗長性の確保等）を講ずる必要がある。

25 その上で、閲覧・頒布期間が経過した後においては、法令を始め、長期的に国民が情報を得ようとするのが想定される官報掲載事項について、プライバシーへの配慮の観点等から支障がない場合には、官報の発行に関する事務を実施する機関（Ⅲの5参照）が適切な方法により、当該事項に係る官報の内容について情報提供を行うことが望ましいと考えられる（具体的には後記2で述べる。）。

30 これらの点を踏まえた上で、閲覧・頒布期間については、次のように考えるべきである。なお、以下の考え方は、現在の「インターネット版官報」の運用や仕様を基にしたものであり、今後の関連システムの改修等（改修による業務改善（BPR：Business Process Reengineering）を含む。）により不断の見直しが必要となるため、制度化に際しては技術中立的な仕組みの構築が必要不可欠となる。

（参考）電子化された官報の発行後の流れ（当分の間のもの）



※官報情報検索サービス（有料）も利用可能

(1) 利便性の確保

官報の発行当日から閲覧・頒布期間内に官報を閲覧し、又は入手することができなかつた者は、当該官報を閲覧するために国立国会図書館に赴く等の必要が生ずることとなる。

5 このことを踏まえると、官報の発行に当たっては、利便性を確保するために合理的な閲覧・頒布期間を設けるべきであると考えられる。

具体的な閲覧・頒布期間について、現在の「インターネット版官報」は、90日の期間、無料で公開していることを踏まえると、今回の官報の電子化に当たっては、国民が少なくとも同等の期間、無料で官報を入手し、又は閲覧することができるよう、当分の間、
10 少なくとも90日の期間を確保することが望ましいと考えられる。

なお、国民の利便性の観点では、閲覧・頒布期間の長さにかかわらず、当該期間が経過した後、官報の発行に関する事務を実施する機関が官報掲載事項について情報提供を行うこと（注）により、更なる利便性を確保することができるといえる。

15 （注）後記2のとおり、現在の「インターネット版官報」では、90日間の公開に加えて、平成15年以降の法令及び平成28年以降の政府調達の記事を無料で公開している。

(2) プライバシーへの配慮

官報に掲載される記事のうち、例えば、特定の名宛人を対象とする処分等に関するものについては、各制度の趣旨に鑑み、それぞれ官報をもって公にする必要がある一方で、
20 永続的にインターネットにより公衆の閲覧に供し続けることは、プライバシーへの配慮の観点から望ましくない場合もあり得る。

このことを踏まえると、現在の「インターネット版官報」において全ての記事が90日間公開されているところ、全ての記事について閲覧・頒布期間を永続的なものとするこ
25 とは、慎重な検討を要すると考えられる。また、適切な技術を活用するなど、プライバシーへの配慮のための必要な措置をとることも必要である。あわせて、現在の「インターネット版官報」については、利用に当たっての禁止事項等をホームページ上に掲載しているところ、今後、電子官報を掲載するホームページ上においても、こうしたプライ
30 バシーの観点からの禁止事項等や注意喚起を掲載する必要があると考えられる。また、内閣府もこれらの内容について確認を行うこととする。

（参考）「インターネット版官報」のご利用に当たって（国立印刷局ホームページ）

当サイトのご利用に当たり、次の行為を行わないでください。

1. 営利を目的として利用する行為
2. 第三者の権利・利益を侵害する一切の行為
3. 法令に違反する行為
4. 検索ロボットやクローラ等によるデータ収集行為
5. 不正アクセスを試みる行為、その他サイトの運営を妨害する行為

(3) 発行業務の安定性の確保等

閲覧・頒布期間においては、官報の編集・発行に関する事務を実施する機関は、ウエ

ブサイトに掲載された官報に記録された情報について真正性を確保するための措置を講ずるとともに、継続してウェブサイトを利用することができるようにするための措置（冗長性の確保等）を講ずる必要がある。

5 他方、現在の「インターネット版官報」については、電子署名の有効期限が約2年程度であるとともに、サーバの容量として安定的に公開を続けるための公開期間の上限が現時点では1年程度である。

10 これらの技術上・実務上の制約については、今後、必要に応じて電子署名の有効期限を延長するための措置や設備投資を行うこと等により、対処することが可能となる部分もあるが、いずれにせよ、閲覧・頒布期間については、こうした運用面の実態に即して、発行業務を安定的・効率的に行うことができる期間を定める必要があると考えられる。

(4) 官報を電子化した場合の当分の間の閲覧・頒布期間

本年（令和5年）1月、現在の「インターネット版官報」について、国民の利便性の向上を図るため、公開期間を従前の30日から90日に拡大した。

15 官報を電子化した場合においては、当分の間は90日間を閲覧・頒布期間とすることとし、引き続き、利用実態や利用者のニーズ等を把握しつつ、プライバシーへの配慮や発行業務の安定性の確保等の観点からの検討を行い、必要な対応をとることとすべきである。

(参考) 現在の「インターネット版官報」の公開期間を30日から90日に拡大した趣旨

令和5年1月27日閣議了解により、官報を提出すべき申請において、官報に代えて現在の「インターネット版官報」を提出することができるよう、内閣府及び国立印刷局において必要な措置（タイムスタンプの付与等）を講ずることとした。その結果、官報により公告を行った場合において、法人登記申請の際に添付すべき「公告をしたことを証する書面」については、官報に代わるべき電磁的記録又は情報として現在の「インターネット版官報」を提出することが可能となった。

これに伴い、法人登記申請の際に添付すべき「公告をしたことを証する書面」を提出すべき制度を調べたところ、個別制度によって、1か月又は2か月を下らない異議申出期間を設けることを法律上定めた上で、手続の終了後2週間以内に登記申請を行うべきことが法令上定められたものがあった。また、前者の異議申出期間については、実態として、2か月の期間としているもののほか、満了日が休日に当たる場合に2か月を数日間上回る期間を設けているものも見られた。

こうした実態を踏まえた上で、仮に、公告の日から2か月と数日の異議申出期間を設けた上で、手続の終了後2週間の時点において登記申請を行う場合においても、その時点で「インターネット版官報」をダウンロードすることが可能となるよう、公開期間を90日間に拡大した。

(参考) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第五十四条の三第一項 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二・三 (略)

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

(参考) 組合等登記令 (昭和 39 年政令第 29 号)

(合併等の登記)

第八条第一項 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条第二項 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと (略)を証する書面を添付しなければならない。

※別表の根拠法の欄に「社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)」の規定あり。

(5) 閲覧・頒布期間を柔軟に変更できるような法制度とすること

5 閲覧・頒布期間を定めるに当たって考慮すべき事項のうち、前記(1)及び(2)については、現在の「インターネット版官報」の公開開始 (平成 11 年) から現在までの間、利便性の向上の観点からの閲覧・頒布期間の延長やプライバシーへの配慮のための措置について柔軟に対応してきており (下記参照)、今後も様々な事情に応じて適宜対応していく必要がある。また、前記(3)については今後の技術革新等によって事情変更が生ずることが想定される。

10 こうした様々な事情を考慮した上で、具体的な閲覧・頒布期間については、国民が官報の情報の提供を受けるための合理的な期間を下らない範囲において、適時適切に定められるようにすることが妥当であると考えられる。

(参考) 現在の「インターネット版官報」に関する主な施策の展開

時期	施策	目的
平成 11.11.15	現在の「インターネット版官報」開始 (公開期間: 直近 1 週間)	利便性の向上
平成 15. 7.15	電子署名付与	真正性確保、改ざん検知
平成 21. 4. 1	公開期間を 30 日間に拡大	利便性の向上
平成 21. 8.11	主要検索エンジンの検索対象から、現在の「インターネット版官報」のウェブサイトを外すよう設定	プライバシーへの配慮
平成 24. 3.27	利用規約において「第三者の権利利益を侵害する行為を禁止する」等を掲載	プライバシーへの配慮
平成 24. 3.30	PDF の設定を変更: テキストを抽出不可の設定	プライバシーへの配慮
平成 24. 6. 1	H24.4.1 以降の法令 (訓令を含む) の記事を掲載	利便性の向上
平成 26.3.10	上記「法令」の掲載範囲を H15.7.15 以降に拡大	利便性の向上、プライバシーへの配慮
	法令 (訓令を含む) をテキスト抽出可能にする一方、直近 30 日分の告示以降の記事 (官報全体のうち「法令」を除くもの) を画像処理	
平成 28. 4. 1	H28.4.1 以降の「政府調達公告版」を公開	利便性の向上
令和 5. 1. 4	タイムスタンプ付与	同一性の確保の徹底
令和 5. 1.27	公開期間を 90 日間に拡大	利便性の向上

2 閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供

(官報の発行に関する事務を実施する機関による情報提供)

5 現在の「インターネット版官報」は、記事全体を90日間公開することに加えて、情報提供として、電子署名（注1）が付与された平成15年7月15日以降の法令（訓令を含む。）及び平成28年4月1日以降の政府調達の記事を無料で公開している。

10 官報を電子化した場合においても、官報の発行に関する事務を実施する機関は、真正性が確保された官報を発行することに加えて、引き続き、官報に記録された情報の利活用の一環として（注2）、次のとおり、国民への情報提供を行うこととすべきである。なお、情報提供の在り方については、今後、関連システムの改修等を通じて国民の利便性向上の観点等から不断の見直しが必要となる。

15 ○ 平成15年7月15日以降の法令（訓令を含む。）及び平成28年4月1日以降の政府調達の記事については、引き続き公開することとする。なお、法令（訓令を含む。）に関して、更に遡って過去のもを公開することや、いわゆる法規たる性質を有する告示も公開することなど、必要に応じ、対象を見直すことについても適宜検討を進める。

20 また、法令（訓令を含む。）について情報提供を行うことを踏まえ、国立印刷局が刊行する法令全書（注3）については、刊行を廃止する方向で検討を進める。

25 ○ 上記の記事以外で、長期的に公開することが望ましいものについては、記事の内容を所管する機関においてホームページ等を活用して公開することが考えられる。他方、国民からの要望を踏まえ、必要がある場合には、官報の発行に関する事務を実施する機関において、プライバシーへの配慮の観点に留意した上で、特定の記事を抽出して情報提供することについて検討を進める。

30 (注1) 電子署名の仕様上、有効期限（現在の「インターネット版官報」に付与されたものは2年程度）が切れた場合、作成者に係る真正性は確認することはできないが、その情報が改変されたか否かを検知することは可能である。そのため、仮に国立印刷局以外の作成者が作成した電子ファイルがウェブサイトに掲載された場合、改ざん検知やネットワーク上のアクセス検知などにより対応が可能である。

35 (注2) 官報に記録された情報の提供は、官報の発行とは異なる行為である。例えば、前者の情報の提供においては、必ずしも官報に記録された情報の全部が提供されるわけではなく、プライバシー情報を削除するなどの編集が加えられる。

40 (注3) 法令全書は、国立印刷局が、官報掲載原稿を再編纂して発行する刊行物である。法令全書のうち、「月号」は、官報に掲載された法令等（告示及び訓令を含む。）の記事だけを抜粋し、月まとめて集録して毎月発行されており、「総目録」は、1年間に公布された法令件名を集録するとともに、その法令等（告示を除く。）を五十音別に分類した索引を掲載し、翌年3月に発行されている。

いずれにせよ、法令全書の発行によって法的効力が生ずるものではなく、また、法令

全書に掲載することが法令上定められているものもなく、事実上、官報の掲載内容を調べる用途で活用されている(参考:「月号」の定期部数約 270 部(令和 5 年 4 月現在))。

なお、内閣府は、法令全書の発行者ではないが、「法令全書に関すること」(内閣府設置法第 4 条第 3 項第 37 号)を所管しており、国立印刷局が法令全書を発行する際には、掲載事項の順序等その編集に関し必要な指示を行うことができる。

5

(参考) 官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和 24 年総理府・大蔵省令第 1 号)
第二条 法令全書は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令及び告示等を集録するものとする。

(国立印刷局が同局の業務として行う情報提供)

平成 13 年以降、国立印刷局(旧財務省印刷局)は、官報の発行に関する業務に附帯する業務として、昭和 22 年 5 月 3 日から当日発行分までの官報の情報を検索することができる会員制有料サービスである「官報情報検索サービス」を提供しており、過去の官報の内容を閲覧するための方法として広く利用されている(月額:2,200 円、契約数:約 12,000 件(令和 5 年 4 月現在))。

「官報情報検索サービス」の利用状況やニーズを踏まえると、今後も官報の編集業務を担うべき国立印刷局(※Ⅲの 4 で後述)が、引き続き、国民の利便性の向上に資する目的で、当該業務に附帯する業務として当該サービスを提供することとすべきである。サービスの提供に当たっては、情報の正確性の確保を図ることが必要である。

「官報情報検索サービス」の利用規約においては、第三者へのプライバシーを侵害する行為等が禁止行為とされているほか、利用に当たっては利用規約への同意が求められ、利用規約に違反する行為等があった場合にはサービスの利用停止又は契約の解除ができる旨規定されている。今後も「官報情報検索サービス」の提供に当たっては、同様の利用規約を設けることが必要であると考えられる。また、官報掲載の趣旨も踏まえつつ過去の官報に掲載された個人情報の検索・利活用に一定の制約を設けるなど、プライバシーへの配慮等の観点から適切な措置を講ずる必要がある。

これらの目的適合性及び適切な措置の実施について担保する観点から、国立印刷局が「官報情報検索サービス」を始め官報の発行に関する業務において得られた情報を活用した業務を行うに当たっては、利用規約やプライバシーへの配慮等の措置を含め、内閣府から承認を得るものとすべきである。

また、国立印刷局は、「官報情報検索サービス」の提供に当たり、無料版にはない機能(冊子横断的な検索機能等)の提供等に要する経費について、負担の公平性を図る観点等から、引き続き利用者に相応の負担を求めることとする。

なお、国立印刷局においては、現行の「官報情報検索サービス」の提供だけでなく、電子メールによる希望者への官報の送信など、一般国民が容易かつ迅速に入手可能であり、技術の進展に応じたサービスの提供について適時検討を進めることとする。

35

(参考) 独立行政法人国立印刷局法(平成 14 年法律第 41 号)
第十一条第一項 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一・二 (略)

- 三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。
- 四～六 (略)
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(参考) 官報情報検索サービス 利用規約 (抜粋)

第七条 (禁止行為)

乙は、本サービスを利用するに当たり、甲が特に認める場合を除き、以下の行為を行ってはならない。

- 一 本サービスを不正の目的を持って利用する行為
- 二 本サイトの運營業務又は他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為
- 三 本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡する行為
- 四 本サービスの記事、図形等のデータを個人的な使用の範囲を超えて利用する行為
- 五 本サービスの記事、図形等のデータを営利目的として利用する行為
- 六 本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
- 七 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- 八 甲又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 九 本サービスから情報を抽出するために、機械的に検索し情報を収集する処理技術(ウェブクローラ、ウェブスパイダーなど)を利用する行為
- 十 甲又は第三者を誹謗及び中傷する行為又は名誉を傷つけるような行為
- 十一 甲又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 十二 ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示する行為
- 十三 その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

2 乙は、前項各号に規定した行為を行ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは甲又は第三者に対してその損害を賠償するものとする。

3 第1項第9号に規定する行為については、乙が事前に利用申請書を甲に提出し、許可を得た場合に限り、行うことができる。

II 保存

5

(保存期間等の考え方)

官報は、法令の公布を担うなど、政府が発行する非常に重要な文書である。また、その時々の政府としての重要な意思決定を始め、国の機関に係る情報等が掲載されている。こうした官報の性質や重要性に鑑み、一定期間が経過すれば廃棄するのではなく、永久に保存することが必要であると考えられる。また、保存されている官報について、国民の利用に供することができることも必要であると考えられる。

10

【補足】

公文書管理法においては、歴史的に重要な公文書等は、行政機関等における保存期間満了後、国立公文書館等に移管され、永久保存されるとともに、国民の利用に供されることとなっている。歴史的に重要な公文書等とは、例えば、法律、条約、政令、府省令、閣議決定・了解、閣僚会議、重要な公益事業や国籍に関する許認可、審議会等に関する文書である。

官報は、公文書管理法の行政文書や法人文書に該当せず、国立公文書館に移管されないが、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館に納本されている。

(電子官報の永久保存や閲覧のための方策)

電磁的方法により発行される官報を永久に保存し、また、国民の閲覧に供するため、関係機関において、以下のとおり取り組むべきと考える。なお、保存や閲覧等の具体的な方法については、技術の進展に応じた見直しが必要であるため、制度化に際しては、こうした点も念頭に置く必要がある。(注1)

○ 官報の電子化後も、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業により、インターネット上に掲載された官報等をウェブサイト形式で国立国会図書館が保存し、国民の閲覧に供されることとなる(第1章の5参照)。

○ 官報の編集に関する事務を実施する機関(Ⅲの4参照)においては、校了データに電子署名やタイムスタンプを付すことにより、電子官報の確定した正本データを作成することとなる。電子官報の発行は、この正本データを、情報送信(官報発行)用のサーバにアップロードし、インターネットを通じて送信可能化することにより行われるが、これに併せて、正本データについて永久に保存することとする。その際、官報の保存に関する事務を実施する機関(注2)においては、真正性を確保するなどの必要な措置を講ずることとする。また、電子官報の情報の閲覧・検索のためのサービス(現行においては「官報情報検索サービス」)を提供する。

また、通信障害等が生じたため書面版官報を発行する場合や、大規模災害等の緊急時に書面等の緊急官報を発行する場合があります。こうした場合には、事後に、インターネット上にこれらの官報と同じ内容を記録した電子データを掲載し、情報提供することとしている。さらに、当分の間は、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置として、官報記録事項記載書面を送付・交付する措置を講ずることとしている。

こうした書面版官報・緊急官報、これらの内容を情報提供するための電子データ、官報記録事項記載書面についても、官報の保存に関する事務を実施する機関において永久に保存するための措置を講ずる必要があるとともに、国立国会図書館において、納本制度やインターネット資料収集保存事業を通じて、収集・保存が行われ、国民の閲覧に供されることも必要である。

国立国会図書館がインターネット資料収集保存事業において収集・保存した官報情報の閲覧については、現在、国立国会図書館内(東京本館・関西館等)においてのみ閲覧が可能となっているが、国民の利便性の観点からは広くインターネットを通じて閲覧できることが望ましく、内閣府又は官報の保存に関する事務を実施する機関から国立国会図書館に依頼することにより、広くインターネットを通じて閲覧に供するようすることは可能である。一方で、過去の官報をインターネットで広く閲覧できるようにすることについては、プライバシーへの配慮も必要である。内閣府又は官報の保存に関する事務を実施する機関において、プライバシーに十分に配慮しつつ、将来的に国立国会図書館が収集・保存している官報情報をインターネットで閲覧できることについて検討を進めることが必要である。

5 (注1) 文書を永久保存するためには、適切な環境で保存することが必要である。例えば、紙媒体であれば、温度・湿度・照度等の適切な管理、防犯・防災・防虫等のための適切な措置が必要であり、電磁的記録の保存に当たっては、ハードウェアの劣化により記録の損傷が起こることがないように措置を講ずるとともに、保存フォーマットについても、長期保存に対応できるものを検討し、技術の進歩に対応し、適切な更新を行っていくことが必要である。

10 (注2) 後記のⅢの「編集・発行主体」の考え方と同様に、内閣府が行政執行法人に官報の保存に関する事務を実施させることが適当であり、また、引き続き国立印刷局が官報の保存に関する事務を実施することが適当であると考えられる。

Ⅲ 編集・発行主体

1 官報の発行に関する主体

15 前記（第1章の2(1)）のとおり、官報に関する主任の大臣は内閣総理大臣であり、官報の編集及び発行を含め、官報に関する事務を所掌する機関は内閣府である。これらは、現行の内閣府設置法に規定されている。また、内閣府は国立印刷局と契約を締結し、官報の編集、印刷及び普及等の業務を国立印刷局に委託している。

20 (参考) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）
第四条第三項 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。
(注) 「官報…の印刷に関すること」ではなく、「官報に関すること」と読む。

2 官報の編集・発行に関する事務を他の機関が実施すること

(官報の発行に必要なプロセス)

25 国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くために必要なプロセスは、「編集」に係るプロセスと、「発行」に係るプロセスに大別される。

30 「編集」(注1)とは、国の機関、地方公共団体、会社等の私人から原稿を受け付け、入稿者との間で、原稿の内容・文字等の確認を行いつつ、官報システムに入力し、官報のフォーマットに合わせて編集・校正を行った上で、官報の印刷に供する「校了データ」の作成を行うものである。

「発行」(注2)とは、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くことであり、国立印刷局本局等において官報を掲示し一般国民が閲覧することができる状態に置くことによって官報は発行されたこととなる。これに加えて、「発行」のプロセスの一環として、全国の官報販売所を通じた国民への配達、販売等が行われている。

35 以下では、それぞれのプロセスに必要な措置を、それぞれ「編集に関する事務」、「発行に関する事務」といい、また、これらを総称して「編集・発行に関する事務」という。

(注1) 官報の編集とは、本来、官報の掲載事項や形式を定めることが含まれるものであるが、以下では、これらの事項について内閣総理大臣が定めることを前提とした上で、校了データを作成するために必要な事務を行うことをいう。

5 (注2) 発行とは、法的効果を生じさせる状態に置くことを意味するため、その意味において官報の発行を行う機関は内閣府である。他方、以下では、官報の発行に関する具体的な措置(官報の掲示及び一般への頒布)を行う事務として「官報の発行に関する事務」という語を用いる。

10 (内閣府が他の法人に官報の編集・発行に関する事務を実施させること)

官報は、法令の公布等の役割を担う国の公報であり、国家としての根幹に関わる極めて重要なものであるため、国が責任をもって発行する必要がある。

15 他方、官報の編集・発行に関する事務を実施するに当たっては、多岐にわたる事項の掲載に当たって公の機関に限らず私人を含めた多数の入稿者との調整を要すること、正確性及び確実性を担保するためには高度な技術・専門性を要すること等から、官報を所管する内閣府において、官報の編集・発行に関する事務の全てについて直接行うことは困難である。

20 以下では、内閣府が官報の編集・発行に関する事務について他の機関に行わせる上での考え方について整理を行う。なお、内閣府が編集・発行に関する事務を行うために必要な要件(適切な実施体制等の確保)を満たす場合には、内閣府が自ら編集・発行に関する事務の一部を行うことも考えられる。

【補足】平成15年の国立印刷局設置の際の経緯

平成15年に独立行政法人として国立印刷局が設置される以前は、内閣府の指揮監督の下、財務省印刷局が官報の編集、発行等に関する事務を所掌していた。印刷局の独立行政法人化に伴い、国立印刷局が官報の発行に関する編集や印刷等の実施事務を行う方針とする一方、政府部内で内閣府が一元的に所掌することとするため、財務省の所掌事務から官報に関する事務は削除され、内閣府の所掌事務については、従前の「編集及び印刷」や「指揮監督」という文言が削除され、「官報に関すること」とされた。

さらに、国立印刷局の独立行政法人化以前には、内閣府から政府部内の機関としての財務省印刷局に対する指揮監督によって官報の編集・発行業務の履行が担保されてきたが、国立印刷局の独立行政法人化後においては、官報の発行に関する作用法がない中で、上述のとおり独立行政法人国立印刷局において、緊急時における官報の発行の履行を担保するための措置がとられた。

(参考) 独立行政法人国立印刷局の設置以前の所掌事務規定(平成15年3月31日時点)

○財務省設置法(平成11年法律第95号)

第四条 財務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

六十三 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券及び印刷物の製造並びに官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の政府刊行物の編集、製造及び発行並びにすき入紙の製造の取り締まりに関すること。

○内閣府設置法(平成11年法律第89号)

第四条第三項 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十九 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に関する
こと。

(参考) 独立行政法人国立印刷局法 (平成 14 年法律第 41 号)

(行政執行法人)

第四条 印刷局は、通則法第二条第四項に規定する行政執行法人とする。

(業務の範囲)

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

四～六 (略)

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等)

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ
確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第
二号及び第六号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第
四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の適切かつ確実な印刷
のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務
（同号の業務にあっては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。）に関し必要な措置を実施すべ
きことを要請することができる。

3 印刷局は、前項の規定による内閣総理大臣の要請があったときは、速やかにその要請された措置
を実施しなければならない。

3 行政執行法人が官報の編集・発行に関する事務を実施すること

(独立行政法人（行政執行法人）制度)

5 一般に、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務のうち、民間の主体に委
ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものは独立行政法人が実施することが想
定される。

10 独立行政法人制度は、国の行政機関の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・
事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、
効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とするものであり、制度上、
主務大臣が必要があると認めるときには、業務等の状況報告、立入検査等を実施すること
ができるとされるなど、事務の適切な実施のための仕組みが担保されている。

15 特に、独立行政法人の一つの類型である「行政執行法人」は、公共上の事務等のうち、
その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な
関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に
関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確か
つ確実に執行することを目的とする独立行政法人と定義されている。

20 行政執行法人の職員については、行政執行法人の労働関係に関する法律に基づき、争議
行為は禁止されるとともに、違反した行為をした者は解雇される旨規定されている。また、
行政執行法人の役員及び職員は、独立行政法人通則法において「国家公務員」である旨規

定され、同法及び国家公務員法において守秘義務が課せられるとともに、違反した場合の罰則も規定されている。

(行政執行法人が官報の編集・発行に関する事務を実施すべき理由等)

5 官報の編集・発行に関する事務は、法令の公布等の国家の根幹に関わる極めて重要な役割を果たすという官報の性質上、国の責任の下、継続的に、正確かつ確実に執行されることが必要不可欠な行政活動である。

10 特に、災害などの非常事態が生じた場合、緊急の法令公布や告示を行う際に迅速に官報の特別号外を発行することが求められ、官報の編集・発行に関する事務を実施する者の事情により、官報が発行されない事態が生ずることは許容されない。このため、官報の編集・発行に関する事務を実施する者は、緊急時においても必要な職員が速やかに参集し当該事務を確実にを行うことができる体制を平時から整備することが必要であるとともに、法制度上も当該事務の履行を担保するものとして争議行為が禁止されていることが必要である。

15 また、官報は法令公布等の手段であり、官報の編集・発行に当たっては、未公表の公文書等に接することとなるため、その内容が外部に漏洩することがないように、官報の編集・発行に携わる者に対して強い守秘義務が課されるなど、秘密保全が徹底されることが必要である。

20 これらの点については、官報の編集・発行に関する事務を法人に実施させる私法上の契約において、緊急時の業務の要請に係る応諾義務や守秘義務を課すこと等も可能ではあるが、仮にこれらの契約上の義務が履行されなかった場合（例えば、前者の義務について、民間業者が争議権を発動し、緊急に公布すべき法令を公布できなかった場合）の不利益は、損害賠償で賄い得るような性格のものではないと考えられるため、そうしたおそれのある法人が実施することは適当でないと考えられる。

25 したがって、官報の編集・発行に関する事務については、法律上争議行為の禁止及び守秘義務が規定されている行政執行法人が実施することが適当であると考えられる。

30 なお、このことは、現在の国立印刷局が官報の編集・発行に関する事務の一部を官報販売所に契約で委託しているように、官報の発行に伴う法的効果を生じさせることとなる措置（注）以外の部分について、上記の行政執行法人が必要に応じ業務の一部（会社等からの官報原稿の入稿の受付、官報の販売等）を他の法人に委託することまでを否定するものではない。ただし、この場合にあっては、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

35 (注) 官報が紙の印刷物である現行においては、国立印刷局本局において、官報を掲示し、最初
に閲覧することができる状態に置く措置。また、官報を電子化した場合においては、官報に
記録された情報をインターネットにより送信可能化する措置（ウェブサイトにアップロード
する措置。なお、官報の発行は、当該情報が送信可能化された時点をもって行われたこと
となる。）。

(参考) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地か

ら確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2～3 (略)

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(役員及び職員の身分)

第五十一条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員 の 服 務)

第五十三条 行政執行法人の役員(以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2～5 (略)

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(参考) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

第四章 罰則

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第一百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

(参考) 行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、行政執行法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 行政執行法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。

4 編集に関する事務を実施する機関

現在、紙の印刷物である官報の編集に関する事務については、内閣府の委託を受けた国

立印刷局が正確かつ確実にこれを行っていることから（下記【補足】参照）、官報を電子化した場合においても、現在と同じく「校了データ」を作成するための官報の編集に関する事務について、引き続き国立印刷局が正確かつ確実にこれを行うことができると考えられる。

- 5 また、国立印刷局は、行政執行法人であり、独立行政法人通則法及び国家公務員法により役員及び職員に守秘義務が課せられるとともに、行政執行法人の労働関係に関する法律により職員の争議行為が禁止されている。

さらに、官報の創刊以来、官報の編集に関する事務を行う機関は、当該事務の実施に要する費用に充てる等の目的から、官報への掲載を依頼する者（公の機関又は私人）から料金を徴収することを通じて、必要な設備投資を行い、合理的な運用を行ってきた。具体的設備投資として、例えば、入稿・編集を円滑に行うための情報システムは多額かつ長期的な設備投資を伴うところ、国立印刷局では、原稿の管理から編集・配信まで連携して効率的に行うための専用の「官報システム」を独自に開発する等の取組を行っている。

10 これらのことから、官報の編集に関する事務については、特定の機関が継続的に実施することが適当であり、具体的には、国立印刷局が実施することが適当であると考えられる。

さらに、このことは、官報の編集に関する事務を実施する国立印刷局が、その一部（会社等からの官報原稿の入稿の受付等）について他の法人に委託することを否定するものではないが、その場合、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

20 なお、官報の編集に当たっては、決算公告など会社に関する未公表の情報を取り扱うこととなるが、当該業務に携わる者が入手した情報を、利用して利益を得たり、漏えいしたりすることはあってはならない。インサイダー取引等については、金融商品取引法による刑罰を伴う規制が行われているが、加えて、官報の編集に関する事務を実施する機関においては、内部統制の一環として、法人の公開前情報を知り得る立場にある職員のみならず、委託先の者に対しても、情報を取り扱う者の範囲を限定することや、インサイダー取引に係る規制についての研修や点検等を通じて、不正行為を防止することが求められる。

【補足】 国立印刷局が正確かつ確実に官報の編集に関する事務を行う機関であること

(官報の編集に関する事務を行う者に求められる要件)

官報は、法令公布等の役割を果たす極めて重要な文書であることから、官報の編集に関する事務は、次に掲げるとおり、正確かつ確実に実施される必要がある。

○ **然るべき時刻までに確実に編集に関する事務を実施すること**

現在、官報は行政機関の休日を除き、毎日発行されており、国立印刷局本局等において発行日の午前8時30分に掲示されている。

官報を電子化した場合であっても、引き続き、行政機関の休日を除き、毎日の定刻（午前8時30分を想定）に遅滞なく発行することが求められるため、官報の原稿（校了データ）について然るべき時刻までに確実に編集を終える必要がある。

また、緊急事態の際にも、確実に官報が発行されるためには、その前段階である編集も遺漏なく実施されることが必要である。

○ 正確性（レイアウトの正確性を含む。）

法令公布の制度において官報が法令の原本に代位すること等からも、官報の編集に関する事務に当たっては、正字率（注）が極めて高いことが求められる。

また、官報掲載内容に伴う政策目的等が正確かつ確実に校了データに反映されるよう、官報編集機関は正確に編集業務を遂行することが必要である。例えば、常用漢字でない外字表示や複雑なレイアウト等も正確な表記を行うこと、また、掲載記事についても、図表の挿入や罫線の有無など、入稿者が指定するレイアウトで編集できることが求められる。

（注）官報紙面を構成する全文字数に対する、正しい文字の占める割合であり、編集精度を表す数字。令和4年度において、99.999960%。

○ 入稿に係る体制やシステムの構築

官報掲載事項は多岐にわたり、官民多様な主体から原稿が入稿されるところ、正確かつ確実に掲載するため、全ての入稿者との連絡調整を遺漏なく円滑に実施できるような体制やシステムが整備されていることが必要である。

（国立印刷局が上記の要件を満たすことについて）

国立印刷局においては、現在、国立印刷局本局（東京都港区）等において、発行日の午前8時30分に官報の掲示を行うとともに、発行日の午前中から全国の官報販売所で官報の販売が行えるように発行前日の夕刻までに全国に発送しており、これらの実施に当たっては、官報に掲載する原稿について発行日の前営業日の昼頃までには確実に校了している。

また、休日や勤務時間外でも、緊急時には、内閣府が指定する時刻に特別号外が発行されており、国立印刷局においては、そのための編集に関する事務を確実に実施している（24時間365日対応）。また、国立印刷局において、緊急時に即応可能な製造体制として、東京工場（東京都北区西ケ原）の官報製造のバックアップセンター（編集分室）がさいたま新都心合同庁舎2号館内に設置されており、双方が専用回線で接続され、編集データについて定期的に同期化がはかられている。

さらに、国立印刷局においては、約2万7千文字の外字のデータを保有し、人名の俗字や地名等の常用漢字でない外字表示にも対応するとともに、掲載記事についても、図表の挿入や罫線の有無など、入稿者が指定するレイアウトで編集できる専任の体制が整備され、専門性の高い職員を育成・確保している。

加えて、国立印刷局においては、原稿の管理から編集・配信まで連携して効率的に行うための専用の「官報システム」を独自に開発するなど、必要な設備投資がなされるとともに、原稿の方式・要件・内容・文字等の確認を実施し、円滑な連絡調整が行われている。

【補足】 国立印刷局におけるインサイダー取引防止に係る取組

- ・ 官報の法定公告等の公開前情報を知り得る立場にある全ての職員に対して、官報の掲載前情報として、記事内容を知り得た会社の株式等について原則売買を禁止。
- ・ 入退室管理システムを用いた官報業務従事者以外の職員の作業場への入室制限や、カメラ機能のあるモバイル端末の持込禁止等の措置のほか、官報システムへのログインにはあらかじめ指名された職員が専用 IC カードとパスワードを用いた2要素認証を行うなどの対策により、公開前情報のセキュリティ管理を徹底。
- ・ 官報の法定公告等の公開前情報を知り得る立場にある職員に対して、インサイダー取引の規制に関する意識の啓発と不正行為の未然防止を目的に、外部講師による研修、eラーニング研修及び定期的な周知・注意喚起・再確認を行うなど、公開前情報に係る情報管理を徹底。
- ・ 国立印刷局が各官報販売所と締結している契約において、各官報販売所は公告等の原稿から知り得た掲載依頼者の情報を官報掲載前に第三者に漏らしてはならない旨、契約以外の他の目的に利用してはならない旨を定めている。
- ・ 官報販売所に対しても、官報公告の取次業務、官報の事前引渡し後等における公開前情報の取扱いについて、会議、研修、実地点検を通じて指導を行い、情報漏えいを防止。

(公告等の掲載に係る手数料の徴収について)

官報の創刊以来、官報の編集に関する事務を行う機関は、当該事務の実施に要する費用に充てるなどの目的から、法令その他の公文以外の公告（注）について、官報への掲載を依頼する者（公の機関又は私人）から料金を徴収することを通じて、必要な設備投資を行い、合理的な運用を行ってきた（国立印刷局の具体的な設備投資として前記補足参照）。

なお、公告の掲載に当たって手数料を徴収することについて、印刷局が独立行政法人化する以前においては、内閣府と財務省の共同命令等により定められていたが、現在は内閣府と国立印刷局との契約において定められている。当該契約において、具体的な料金の額については、国立印刷局が内閣府の承認を得ることとされている。

官報を電子化した場合においても、引き続き、官報の編集に関する事務を行うべき国立印刷局が、公告について官報への掲載を依頼する者から手数料を徴収することとし、具体的な料金の額については、国立印刷局が内閣府の承認を得ることとすべきである。

（注）官報掲載事項のうち、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料及び地方自治事項は、公告に該当しない。

また、私人が掲載を依頼した広告についても、現在、内閣府と国立印刷局との契約に基づき、国立印刷局が定める手数料を徴収することとされている。官報の編集に関する事務を実施する機関は、広告について官報への掲載を依頼する者から手数料を徴収することとし、具体的な料金の額については、当該機関が内閣府の承認を得ることとすべきである。

5 発行に関する事務を実施する機関

(官報の発行に関する事務を行う者に求められる要件)

官報は、法令公布等の役割を果たす極めて重要な文書であることから、官報の発行に関する事務の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があると考えられる。

① 確実性

官報を電子化した場合においても、現行との継続性及び円滑な制度運用のため、引き続き、行政機関の休日を除き、毎日定刻（午前8時30分を想定）に確実に発行すること、また、緊急事態の際にも確実に発行することが必要である。

さらに、インターネットを利用することができない者への対応として、毎日午前8時30分の掲示等のほか、全国への配達、販売等を行う必要がある。

② 電磁的方法による官報の発行のために必要な体制の整備

官報を電子化した場合においては、官報の発行をインターネットを利用した方法により行うに当たっては、一定期間継続して、ウェブサイトを通じて、真正な官報の情報の提供を受けることができる状態に置く（ウェブサイトに官報を掲載し続ける）措置をとることとしており、当該措置を安定的に実施する体制整備が必要である。

例えば、サイバーセキュリティの観点から、官報の発行に関する事務を行う者は、情報の機密性、完全性及び可用性を保証でき、システム障害等のリスクに備えた冗長

性を確保することが必要である。また、官報の発行に関する事務を行う者は、電子署名及びタイムスタンプを活用して官報に記録された情報について改変の有無を確認することができる措置をとるとともに、官報を掲載するウェブサイトを構築し、安定的に運用することが必要である。さらには、官報発行後に官報が改変された場合に、内容を検証するため、正本データ及び官報記録事項記載書面を一定期間保存することが物理的に可能であることや、改変後に速やかな対応をとることが必要である。

③ 書面の閲覧・交付体制の構築

官報の電子化に伴い、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置として、官報に記録された情報を特定の場所に設置した端末の映像面に表示する措置又は当該場所における官報記録事項記載書面の掲示等の措置のほか、希望者の求めに応じて、官報記録事項記載書面を送付し、又は官報販売所において交付する措置をとることとしている。官報を発行する機関においては、このような書面の閲覧・交付体制が整備されることが必要である。

また、通信障害等が生じた場合において、電磁的方法により官報を発行することができないときには、内閣府と連携した上で、代替措置として、書面等によって官報を作成（印刷）し、これを頒布する措置を講ずる必要がある。

なお、官報の発行に当たっても、当該業務に携わる者が入手した情報を利用して利益を得たり漏えいしたりすることのないよう、官報の発行に関する事務を実施する機関においては、内部統制の一環として、法人の公開前情報を知り得る立場にある職員のみならず、委託先の者に対しても、情報を取り扱う者の範囲を限定することや、インサイダー取引に係る規制についての研修や点検等を通じて、不正行為を防止することが求められる。

（上記の要件を満たす国立印刷局が実施することについて）

国立印刷局においては、現在、書面の閲覧・交付体制を構築しているほか、校了データに電子署名及びタイムスタンプを付し、正本データに変換したものを、発行日の午前8時30分（掲示と同時刻）に「インターネット版官報」のホームページに掲載している。

また、独立行政法人国立印刷局法において、内閣総理大臣（内閣府）からの緊急要請権が定められるとともに、国立印刷局による応諾義務が課せられており、災害時などの非常事態に際しても、国立印刷局において必要な対応をとることにより、休日や勤務時間外でも、内閣府が指定する時刻に特別号外が発行されている（24時間365日対応）。

電磁的方法による官報の発行のために必要な体制の整備に関しても、配信システムの冗長化を図るとともに、東京工場（東京都北区西ヶ原）とさいたま市に設置された編集分室を専用回線で接続し、配信データの同期化を図るなど確実な配信体制が整備されている。なお、国立印刷局においては、創刊以来の過去の官報（紙媒体）と、昭和22年5月3日以降の電磁的記録（紙媒体を変換したものを含む。）を保存している。

国立印刷局は、以上のように官報の発行に関する事務を適切かつ確実に実施する者としての要件を満たす。また、官報の発行に関する事務は、国立印刷局が編集した校了データを受け取って行うものであり、国立印刷局が発行を行うことにより、編集と発行の事務

の緊密な連携が図られ、官報の安定的かつ効率的な発行につながる。

これらのことから、引き続き国立印刷局が官報の発行に関する事務を実施することが適当であると考えられる。

5 (行政執行法人以外の法人が実施することについて)

官報の性質に鑑み、官報に掲載される内容が外部に漏洩することがないように、発行に携わる職員には守秘義務が課されるとともに、争議行為により官報が発行されないことは許容されてはならないため、官報の発行に関する事務を行う者は、行政執行法人である国立印刷局であることが適当であると考えられる。

10 ただし、このことは、官報の発行に関する事務を行う国立印刷局が、官報の発行に伴う法的効果を生じさせることとなる措置以外の部分について、必要に応じ業務の一部を他の法人に委託することまでを否定するものではない。この場合にあっては、当該法人に守秘義務を課すなどの適切な措置を講ずる必要があると考えられる。

15

IV 業務の効率化、利便性の向上等に関する取組

官報の電子化により、国民はウェブサイト等を通じて、官報が発行された時点から、国内外場所を問わず、無料で官報を閲覧し、又は入手することが可能となり、官報の入手や記録されたデータの利用に係る利便性を大幅に向上させることができると考えられ、また、これまで実現が困難だった新しい利活用の態様が創出されることが考えられる。こうしたことの実現のため、紙媒体を電子媒体に置き換える観点（デジタルイゼーション：digitization）だけでなく、デジタルであることをいかに改善（デジタルイゼーション：digitalization）を通じた、業務の効率化、利便性の更なる向上等（掲載料の見直しを含む。）を図っていくことも重要である。

20 この点に関して、官報の電子化に関連する最近の取組として、デジタル庁を中心に、法令データをベースレジストリとして位置付け、法令の立案から官報での公布やその後の利活用を見据えた、法制執務のデジタル化の検討が進められている。こうした取組を進めるとともに、一層の連携が必要と考えられる。

30 また、官報に掲載された法令等の情報について、プライバシーに配慮しつつ、機械可読なデータ構造としていくことを重要な目標の一つとして取り組んでいくことが考えられる。これにより、デジタル技術を活用した官報掲載情報の利活用が大きく拡大・進化することが期待されるとともに、当該官報をインターネット資料収集保存事業により保存した国立国会図書館のアーカイブも機械可読なものとなっていくことにつながる。

35

一方で、こうしたデジタルをいかに改善を検討するに当たっては、当面の間は紙媒体（官報記録事項記載書面）が併存する状態が継続することや、官報としての連続性を考慮することも必要である。また、改善を進めていく前提として、官報の掲載内容によっては各制度官庁において関係者との調整を行う必要があるほか、プライバシーへの配慮、システム改修の費用や業務の負担、さらに、官報に記録された情報の利活用を進める上でその

40

対象となるデータの範囲や当該データに係る業務の全体のフローなど、様々な検討課題がある。加えて、そもそも官報の発行においては、安定的かつ正確に発行することが最も重要であり、実務への影響を考慮せず大幅な業務見直しを性急に行うことで、発行の安定性や正確性が損なわれることがあってはならない。

5 こうしたことを考慮し、また、電磁的方法による官報の発行を早期に実現することが政府の方針であることに鑑み、官報の電子化に伴う業務の効率化、利便性の向上等を図る取組について、次のように進めていくこととすべきである。

10 ○ まずは、官報の電子化のための法整備を行い、これまで紙の印刷物として発行されてきた官報を電磁的方法により発行することとする。そのためには、官報に記録された情報を確実に提供するためのシステムやウェブサイトの構築など、基盤的業務に万全を期すことが重要である。その際、現在の「インターネット版官報」の配信に係るシステムやウェブサイトについて可能な範囲で運用の見直しなどを行った上で、引き続きこれらを活用することが考えられる。

15 ○ その上で、今後、個別制度の所管官庁での検討を踏まえつつ、関係機関において検討を行い、成案を得たものから順次取組を進めていく、あるいはシステム更改（注）に合わせて総合的な取組を進めることが考えられる。その際、利便性の向上、新しい利活用の創出や業務の効率化を目指し、機械可読なデータ構造の実現、e-LAWS との連携などによる官報に関する事務の BPR など、データの利活用を考慮した様々な工夫を行う。

20 (注) 官報の編集システムにおいては、令和5年度以降実施予定の法制執務のデジタル化及び法令データの整備・利活用に関する調査・実証等を踏まえて構築される法令データベースとの連携を目指して、現行システムが抜本的に更改される予定である。具体的には、e-LAWS で作成された法令 XML データを基に自動で編集・作成し、配信するシステムを開発した上で、
25 順次、令和12年1月までに運用が開始される予定である。

30 なお、システムの設計・発注・運用・改修を進めていく際には、ベンダーロックイン（注）等に陥らず、将来にわたり新しい適切な技術を導入・活用できるよう、また、今後の技術革新に対応した持続的な進化を担保できることが必要であり、法制度化に当たっては、サイバーセキュリティや官報のデータ形式を含め、技術中立性に留意する必要がある。さらに、機械可読なデータ構造の実現やシステムの更改には、相当な時間と費用を伴う設備投資、一連の工程における膨大な実務作業と専門的知識・知見・経験が必要であり、デジタル庁や関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。

35 (注) 特定のベンダーの製品、サービス又はシステムに囲い込まれ、他社の参入や新しいサービスの導入が困難となる状況のこと。

40

(参考) 利便性の向上に関する当面の取組

現在の「インターネット版官報」は1頁単位でPDFファイルが構成されているため、官報冊子単位でダウンロードすることができない。また、現在の「インターネット版官報」を閲覧するための目次が、本紙、号外等の種別に分けて表示されており、当日発行された官報について一覧性のある目次が表示されていない。

これらの点については、年内（令和5年中）に、官報冊子単位でのダウンロード（これによる冊子単位での記事内容の簡易検索）及び当日発行された官報に係る一覧性のある目次の表示を可能とするため、国立印刷局においてシステムの改修を進めているところである。

公布制度の考え方

大石 眞(京都大学名誉教授)

1 公布制度と官報発行

◇法令の施行要件としての公布

一般に法律に明記されるが(フランス民法1条)、憲法で明文化する例もある(ベルギー憲法190条)

◇官報の二重機能——法令の公布と政府の広報

◇伝達の形態——古典的方法(紙ベースの印刷出版)と電子的方法(インターネット)

欧州(フランス・イタリア・スペイン・ドイツ・ベルギーなど)における官報電子化と電子官報の正本化

*2004年2月20日「法令等の公布の様式及び効果に関するオールドナンス」(04年164号)に始まり、2015年12月22日「フランス共和国官報の電子化法」(15年1712号・1713号)で完結し、翌年元日から施行

*2004年オールドナンスは民法第1条改正を含み、2015年法は紙版法令の請求があるときに当該法令の写しを交付することを定める(但し、大量・反復にわたる濫用的請求に応じる義務はないことも明文化されている)。

*紙媒体は完全には廃止されず、保存目的や電子版発行不可能な場合にそなえ、発行は続いている(スペイン)。

2 形式的公布制度の要素——大陸法モデル(フランス法+ドイツ法)

◇特定の形式的行為により法令周知の擬制をおこなう(形式的公布)

法令の内容が国民各層に広く実際に周知されることを重んじる実質的公布の考え方はとらない

◇国家機関(又はその受託組織)が発行する印刷物による(官報)

新聞・ラジオ・テレビなどの非国家的主体によって周知する社会的公布の考え方はとらない

◇官報が法律原本に代位する(官報の原本性)

法規の存在と内容は官報によって確認され、その原本の検索に及ぶ必要はない(官報の正本機能)

◇国内における一律同時施行の要請をとまなう(同時施行制)

地域ごとに施行時期が異なり、国際私法の問題を惹き起こす異時施行制の考え方はとらない(ドイツ法)

◇官報登載による公布を法令の施行要件とする

国民はその代表議会を通して法律の議決を知るというイギリス法的な出席擬制論の考え方はとらない

3 わが国における展開

◇実質的公布から形式的公布へ

明治10年代までは、実質的公布観の立場から各府県布告到達日限プラス「人民熟知の為め」の布告掲示期間(周知期間)を経て「人民之を知り得たる事と見做候」として施行するものとした。

官報の発行と官報掲載の「公式」化は、その対象を官省院庁の達示・告示(明16.7)から太政官布告・布達にも及ぶ(明18.12)。

◇異時施行制から同時施行制へ

官報掲載の「公式」化の後、公文式(明19.2勅令1号)は、到達日限プラス掲示期間(周知期間)をとったため、異時施行制が維持された

旧法例(明23法97)において、法律は公布後「満二十日の後…遵守すべきもの」として初めて同時施行制を採用したが、法典論争に遭って施行延期となり、改正法例(明31法10)により同時施行制が実現する。

◇公式令(明40勅6)の制定

勅令・省令などの命令についても公布後20日施行としたほか、法令の形式・手続や官記・辞令書・勲記などの方式も定めたため、公文に関する一般的な公式法となる(昭22政令4により廃止)。

◇現行憲法下の行政実務——公式令廃止後の公文の方式等に関する件(昭和22年5月1日次官会議了解)

最高裁判例(最大判昭和32年12月28日)

社会的公布・実質的公布の考え方に立った検察官の上告理由申立をしりぞけ、「法令の公布は従前の通り、官報をもってせられるものと解するのが相当であって、たとえ事実上法令の内容が一般国民の知りうる状態に置かれたとしても、いまだ法令の公布があったとすることはできない」と判示した。

4 公布の時点の考え方

◇公布と施行

法適用通則法第2条「法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。」

フランス民法第1条(2004年改正後)「法律及び…行政法令は、それらが定める日に発効し、又はそれを欠くときは、その公布の翌日に発効する。但し、その執行が適用措置を要する規定の発効は、当該措置の発効日に延ばされる。」(同条は、緊急の場合の措置とともに個別行為には前二項の規定は適用しない旨も定める)

◇法令公布の時点(とくに公布即日施行の場合に問題となる)

(1) 伝統的な紙官報の場合——最高裁判例(最大判昭和33年10月15日)

同時施行制を前提として、「法令の内容が一般国民の知りうべき状態に置かれ」た時点で公布が行われたもの解し、「当時一般の希望者が右官報を閲覧し又は購入しようとするればそれをなした最初の場所」における「その最初の時点」と判示した(諸種の考えについては入江補足意見参照。少数意見には異時施行制への傾斜が見られる)。

(2) 電子的形態(電子官報)の場合

判例のように、法令は「法令の内容が一般国民の知りうべき状態に置かれ」た時点で行われたものとする、電子官報が発行された時点においてその状態になって公布されたものと解され、判例との抵触も生じない。紙官報を基本としつつ(優先的効力)、電子官報を補完的に用いることも考えられるが、瞬時の配送・閲覧が可能な電子官報と一定の日時を要する紙官報との間に生じるタイムラグから来る混乱を避けたい。そこで両官報は同一の効力をもつものとするか(韓国では、2018年8月、法令等の公布に関する法律が改正され、電子官報(08年3月導入)も紙官報と同一の効力をもつ旨が定められた)、電子官報のみを有効なものとするかの選択になる。

5 今後の課題

◇現行制度は公布文のみで制定文を欠く 正規の手続で成立した旨の表示がないのは比較法的にみて異例

◇現在の官報掲載事項について整理を行う必要がある 予算・決算などは公布対象とされていない 施行要件に関わる法令(告示を含む)の公布と政府関係事項の広報とは区別されるべきではないか

◇法適用通則法第2条についても考え方を整理する必要はないか

すでに旧法例(明31法10)の規定について、早くから「今日通信、交通の機関、新聞ラヂオ等の発達している状態から見れば、法例1条の20日の期間はむしろ長きに過ぎるといつてよいかも知れない」(前記最高裁判例(最大判昭和33年10月15日)における藤田八郎裁判官の補足意見)との評価がされていた。

◇早くから問題とされてきた一般的な「公式法」の制定への展望が望まれる

前記の「公式令廃止後の公文の方式等に関する件」(昭和22年次官会議了解)の趣旨を明文化する方向で、現在の実務を引き継ぐことができる。

官報電子化検討会議の開催について

令和5年3月3日
内閣官房長官決定

1. 趣旨

官報の発行を電磁的方法により行うこと等の法制化に関する課題や論点について検討を行うため、「官報電子化検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣官房長官の下に開催する。
- (2) 会議の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者に出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 庶務

会議の庶務は、内閣府において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

官報電子化検討会議構成員

江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
(座長) 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

(五十音順、敬称略)

官報電子化検討会議 審議経過

第1回	3月14日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・会議運営について ・官報電子化の検討に当たっての基本的考え方 ・官報の現状と昨今の状況について ・今後議論すべき論点及び今後のスケジュールについて ・講演「公布制度の考え方」 大石 眞 京都大学名誉教授
第2回	4月14日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・官報による法令等の公布及び電子官報の発行に関する基本的事項
第3回	5月 9日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・官報掲載事項及び官報の発行後の通信障害等に関する考え方
第4回	5月31日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・電子官報の閲覧・頒布期間に関する考え方 ・電子官報の保存に関する考え方 ・電子官報の編集・発行主体に関する考え方 ・代替措置等について
第5回	7月12日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ（素案）
第6回	〇月〇〇日（〇）	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ（案）

※上記会議の開催のほか、以下を実施

- ・構成員による国立印刷局東京工場の視察
- ・取りまとめ（素案）に関するパブリックコメント（〇月〇日～〇月〇日）